

「令和 8 年度（2026 年度）専攻医募集定員」に係る長野県からの意見案について

医師・看護人材確保対策課

【協議の趣旨】

この度、日本専門医機構から令和 8 年度の専攻医募集定員案が示された。このことに関して厚生労働省から県に意見照会があり、地域医療対策協議会の意見を聴いた上で提出する必要があることから、県の意見案についてご意見を伺いたい。

【医師法第十六条の十（抜粋）】

医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

1 シーリングについて

シーリング制度は、臨床研修を終えて専攻医を採用する定員数に上限（＝シーリング）を設けることにより医師の地域偏在を是正する目的で 2018 年に開始された。

日本専門医機構が定める専攻医の募集定員は、研修の質を担保しつつ、地域偏在・診療科偏在について配慮するものとされ、都道府県別診療科に対して一定のシーリングが設けられている。ただし、外科、産婦人科、病理、臨床検査、救急、総合診療科の 6 診療科を除く診療科が対象となっている。

2 令和 8 年度専攻医募集定員案（日本専門医機構）

別紙 参考資料 2-2 令和 7 年度の専攻医採用と令和 8 年度の専攻医募集について（スライド 13～22 参照）

3 当該案に対する本県の考え

特別地域連携プログラム措置分をシーリング枠内で実施し、シーリング総数が減員となる点については、これまで本県が求めていた内容が反映されており評価できる部分である。一方、当該案には依然として以下の懸念点等があると考えられる。

- 専攻医募集定員に係るシーリングは、大都市部の定員が激変することに対する連携プログラムなどの緩和措置が継続されるため、大都市部の募集定員の固定化が懸念される。
- 外科や産婦人科等はシーリング対象外となっているが、これらの診療科についても、国レベルにおいて診療科の偏在是正に向けた対応が必要である。
- 医師少数県等で一定期間の研修を行う連携プログラム及び特別地域連携プログラムは、その効果が医師少数県等に十分に及んでいないため、更なる対応が必要である。
- 指導医の派遣実績に応じて通常プログラムの定員数を増加させる案が示されているが、今後これが医師少数県等への指導医派遣の増加につながるか不明確である。

4 国への意見案

- 専攻医募集定員に係るシーリングについては、激変緩和措置が継続することにより大都市部の募集定員固定化が懸念されることから、医師の偏在是正を図るため、将来の医療需要を踏まえ、各都道府県・各診療科の必要な医師養成数を定めた上で激変緩和措置を見直すなど、より厳格に実施すること。
- 外科や産婦人科等、現在シーリング対象外の診療科については、医師が都市部に集中する傾向にあることから、偏在の是正に向けた今後の方向性を早期に検討し、これらの診療科についてもシーリングを設定するなど、都市部への集中を是正する対策を速やかに行うこと。
- 連携プログラム及び特別地域連携プログラムについては、連携施設が医師少数県等に設置されるよう、現在国で行っている都市部の病院と医師少数県等の病院を仲介する仕組みの検討において、実効性の高い内容を検討すること。
- 指導医の派遣実績に応じて通常プログラムの定員数を増加させる仕組みについては、今後医師少数県等に対する指導医の派遣の増加につながるか検証を行いながら、更なる改善を検討すること。